

古賀市子ども・子育て会議（平成26年度第2回）

平成26年11月18日（火）

サンコスモ古賀 201会議室

19:00～

1. 会長あいさつ

2. 古賀市あいさつ

3. 議事

（1）前回議事について

①条例の概要について

②保育所入所要件について

（2）子ども・子育て支援事業計画について

①第1章

②第2章

4. その他

次回子ども・子育て会議について 12月 日（ ） 時 分

古賀市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～31 年度)

(骨子案)

平成 26 年 月

古 賀 市

目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	子ども・子育て支援新制度の概要	3
5	計画策定の方法	6
第2章	古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	8
1	人口・世帯の状況	8
2	人口動態・就労の状況	13
3	保育所（園）・幼稚園、小中学校の状況	18
第3章	古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	22
第4章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	
2	基本目標	
3	施策の体系	
第5章	施策の具体的な取り組み	
第6章	量の見込みと確保方策	
1	教育・保育提供区域	
2	子ども・子育て支援給付	
3	地域子ども・子育て支援事業	
第7章	計画の推進体制	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法※」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざすとされています。

本市ではこれまで、「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」や「古賀市青少年プラン」をはじめ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

※ 子ども・子育て関連3法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の総称。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「古賀市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「古賀市総合振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図っています。

※注 本計画における「子ども」は、0歳からおおむね18歳までの子どもをいいます。

根拠法令

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

<次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
古賀市次世代育成支援後期行動計画					古賀市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 施設型給付費等の支援を受ける子どもの認定区分

教育・保育施設、地域型保育事業を利用する子どもについて、保護者の申請に基づき居住市町村が次の3つの認定区分に従って認定（区分、保育必要量など）を行い、この区分に基づいて施設型給付費等（施設・事業者が代理受領）が行われる仕組みとなりました。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	給付を受ける 施設・事業 (利用先)
1号認定子ども <u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども <u>満3歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
3号認定子ども <u>満3歳未満</u> の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」(施設・事業者が代理受領)と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。

子ども・子育て支援給付

施設型給付 (教育・保育施設)

- ・ 保育所(園)
- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園

地域型保育給付 (地域型保育事業)

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育



● 保育所(園)は保育所(園)委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所(園)部分と幼稚園部分それぞれに運営に関する費用が支払われていたものを、施設型給付により一本化

● 県が認可する教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市が認可する地域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充

● 給付の実施主体である市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認

地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 妊婦に対する健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育て短期支援事業
(ショートステイ)
- ・ 子育て援助活動支援事業
(ファミリーサポートセンター)
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業(病後児を含む)
- ・ 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ、学童保育)
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 施設・事業の概要

教育・保育施設

■保育所（園）・幼稚園

保育所（園）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■認定こども園

幼稚園・保育所（園）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

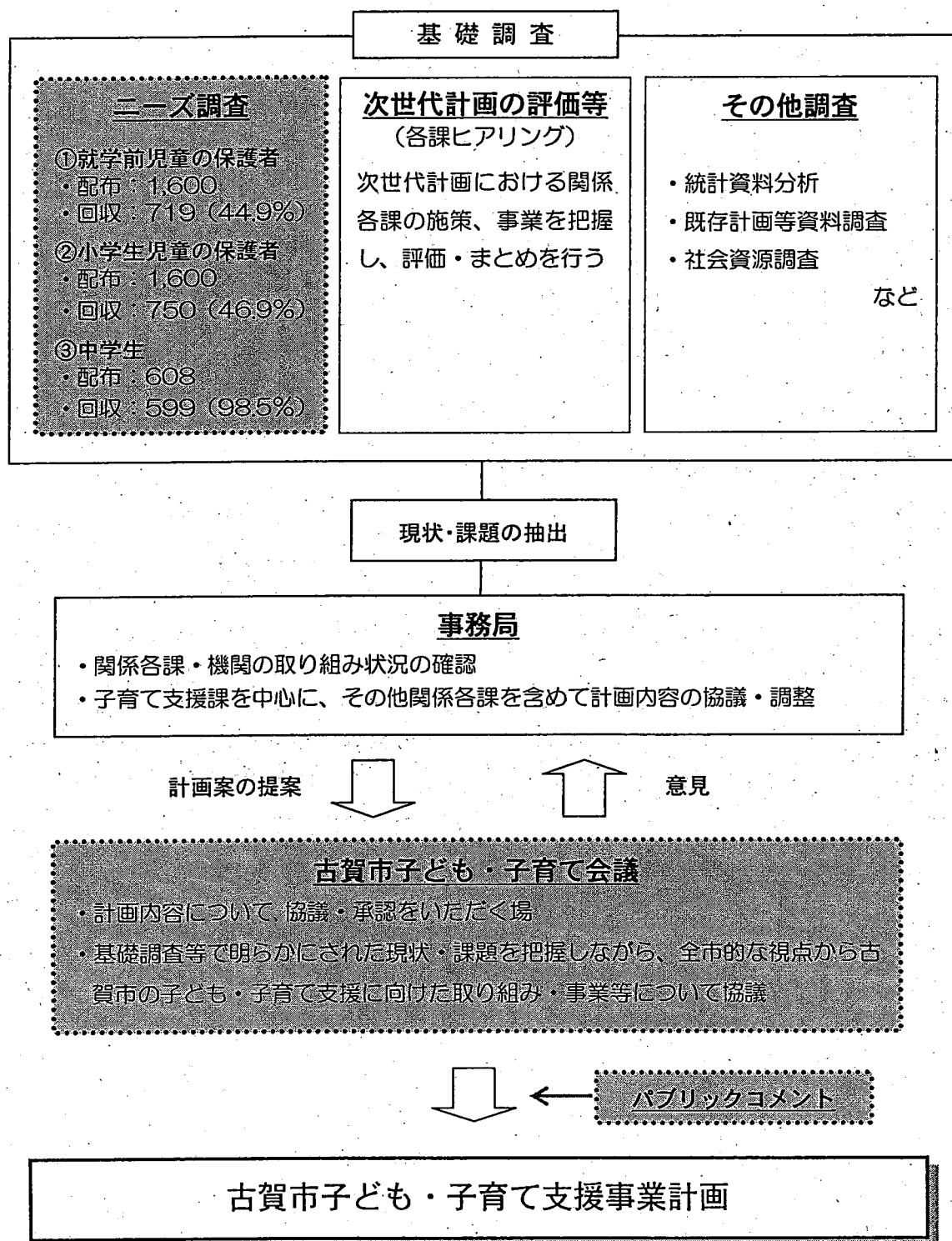
地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者に保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

認可 定員	19 人	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業
	6 人			
	5 人	家庭的保育事業		
	1 人			

5 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制



※ [点線枠] は、住民参加による策定プロセスを示す

(2) ニーズ調査の実施概要

① 目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、市民の子育て支援に関する実態や意見・要望などを把握するため実施しました。

② 調査概要

- ・ 調査地域 : 古賀市全域
- ・ 調査の種類 : ①就学前児童の保護者対象調査、②小学生児童の保護者対象調査、③中学生対象調査
- ・ 調査対象者 : 【就学前児童】 古賀市内在住の就学前児童をお持ちの保護者
【小学生児童】 古賀市内在住の小学生児童をお持ちの保護者
【中 学 生】 古賀市内の中学1年生から3年生
- ・ 調査期間 : 【就学前児童】 平成25年12月12日～12月26日まで
【小学生児童】 平成25年12月12日～12月26日まで
【中 学 生】 平成25年11月25日～12月20日まで
- ・ 調査方法 : 【就学前児童】 郵送による配布・回収
【小学生児童】 郵送による配布・回収
【中 学 生】 学校にて実施・回収

	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童調査	1,600	719	44.9%
小学生児童調査	1,600	750	46.9%
中学生調査	608	599	98.5%

第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

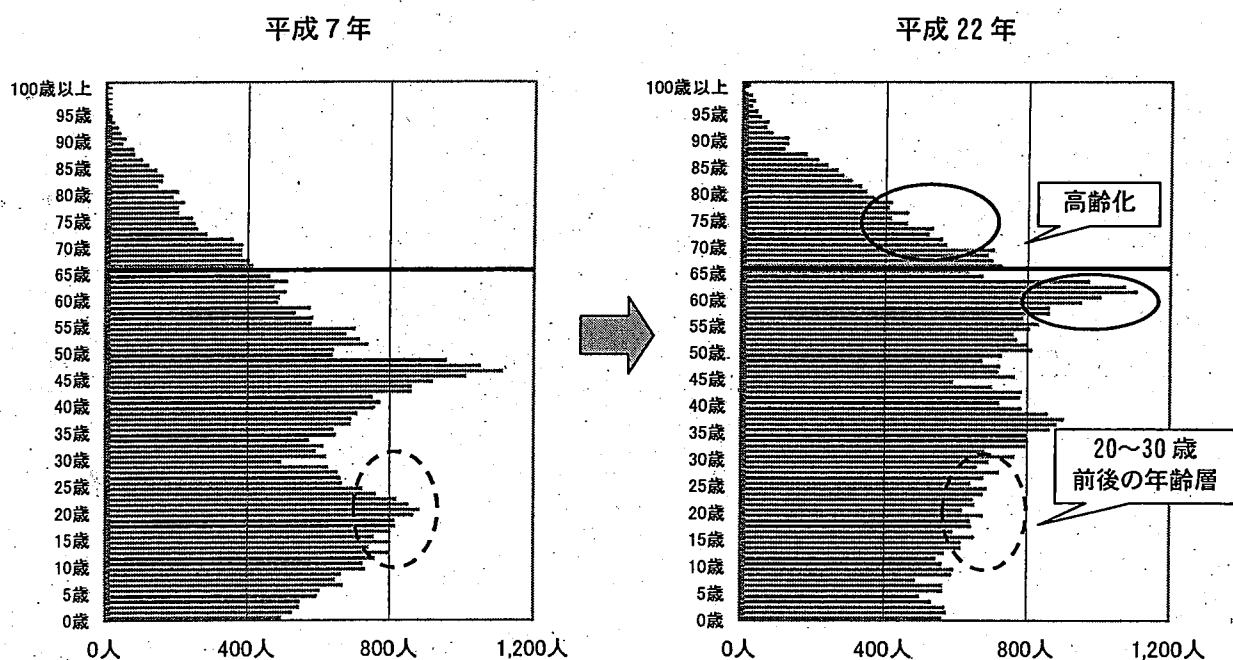
1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の推移

平成7年と平成22年における古賀市の人口構成をみると、子どもの人口は低年齢児は増加しているものの、5歳以上になるとやや減少していることがわかります。一方、60歳前後や65歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化しています。

また、平成7年において山を形成していた20歳前後の年齢層は、平成22年では減少しています。多くが結婚・出産を経験する年齢層の減少とともに、今後も少子化の進行が予測されます。

＜古賀市の人口構成の推移＞



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

古賀市の総人口は、平成7年の51,244人から平成22年の57,920人と15年間で6,676人増加しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は15年間で1,399人減少（人口構成比で4.6ポイント減）しているものの、老年人口（65歳以上）は5,082人（人口構成比で7.4ポイント増）増加しています。

このように、古賀市では、少子高齢化の傾向がみられます。

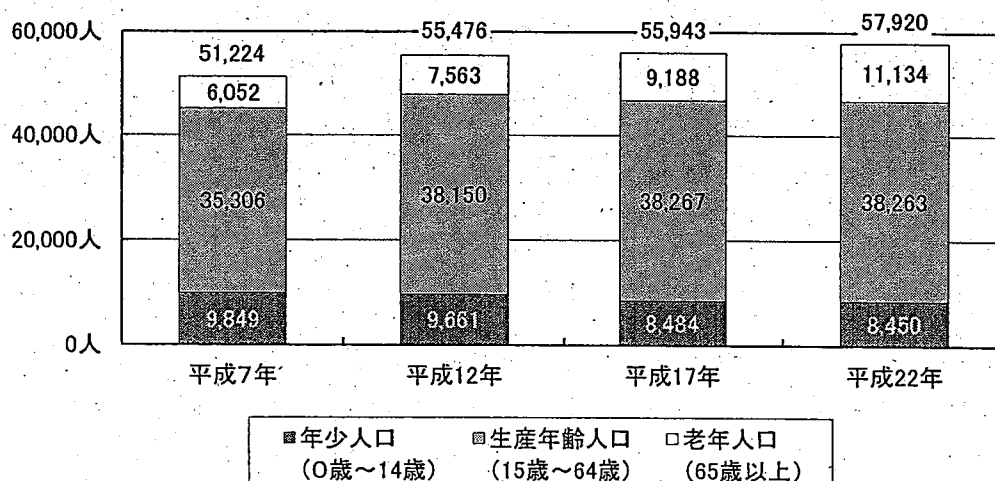
＜古賀市の年齢3区分別人口構成の推移＞

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年 (参考)
総人口	51,244	55,476	55,943	57,920	58,757
年少人口（0歳～14歳）	9,849	9,661	8,484	8,450	8,562
構成比	19.2%	17.4%	15.2%	14.6%	14.6%
生産年齢人口（15歳～64歳）	35,306	38,150	38,267	38,263	37,888
構成比	68.9%	68.8%	68.4%	66.1%	64.5%
老年人口（65歳以上）	6,052	7,563	9,188	11,134	12,307
構成比	11.8%	13.6%	16.4%	19.2%	20.9%
年齢不詳	37	102	4	73	0

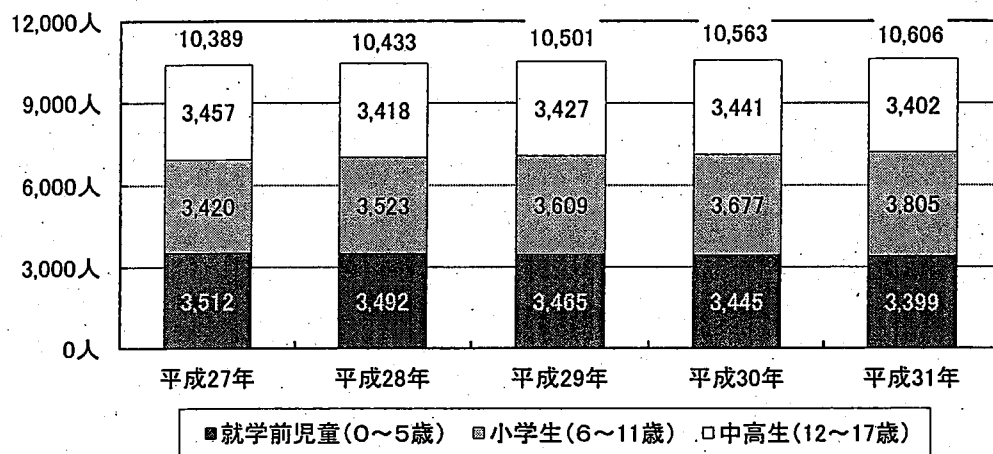
資料：国勢調査（10月1日）、平成25年のみ住民基本台帳（9月末）

＜古賀市の年齢3区分別人口構成の推移＞



資料：国勢調査

＜【参考】古賀市の子どもの推計人数＞



※推計値は、「量の見込み」算出の際に行った人口推計の数値を使用

(3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、総世帯数は平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあり、5,099世帯増えています。

また、核家族世帯においては3,123世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから核家族化が進行していることがうかがえます。

＜古賀市の世帯構成の推移＞

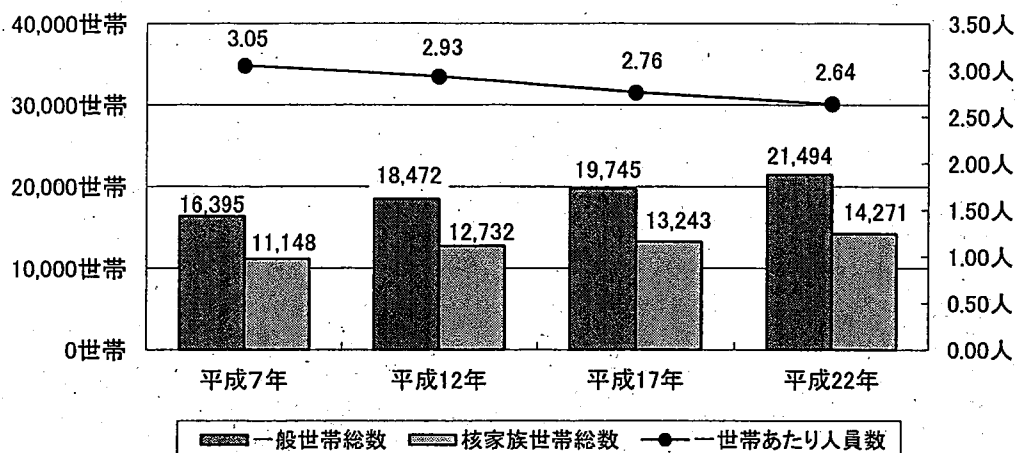
単位：世帯、人

	総世帯数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯					その他の親族世帯				
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成7年	16,395	13,237	11,148	2,579	7,230	176	1,163	2,089	39	3,119	49,936
平成12年	18,472	14,843	12,732	3,332	7,675	217	1,508	2,111	50	3,579	54,086
平成17年	19,745	15,292	13,243	3,697	7,563	253	1,730	2,049	104	4,349	54,592
平成22年	21,494	16,221	14,271	4,438	7,579	299	1,955	1,950	189	5,075	56,661

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

＜古賀市の核家族世帯等の推移＞



資料：国勢調査

（４）６歳未満・１８歳未満の親族のいる核家族世帯の推移

６歳未満・１８歳未満の親族のいる核家族世帯の推移をみると、６歳未満の親族のいる核家族世帯については増減を繰り返しており、構成比はほぼ横ばいとなっています。

また、１８歳未満の親族のいる核家族世帯については平成７年から平成２２年にかけて減少傾向にあり、平成２２年では５,０１８世帯となっています。

＜古賀市の６歳未満・１８歳未満の親族のいる核家族世帯の推移＞

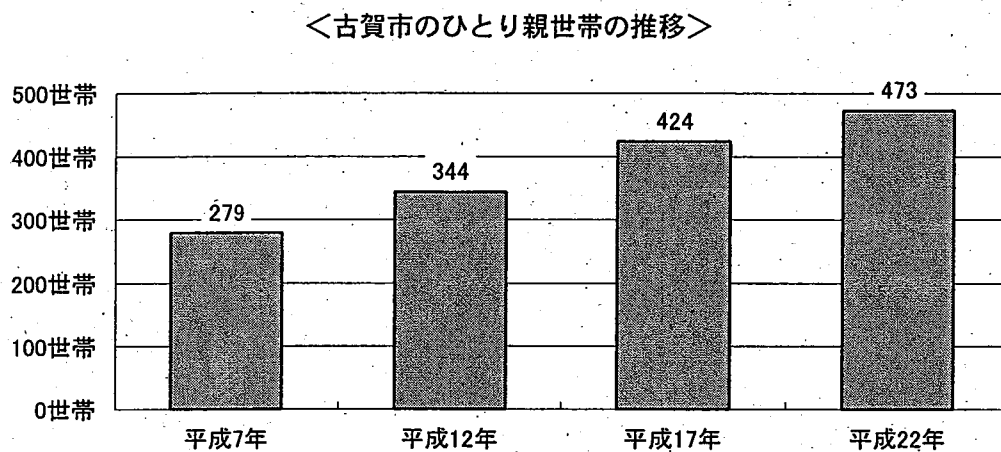
単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 ①	16,395	18,472	19,745	21,494
6歳未満の親族のいる核家族世帯数 ②	1,959	2,138	1,937	2,126
構成比 ②/①	11.9%	11.6%	9.8%	9.9%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数 ③	5,357	5,482	5,011	5,018
構成比 ③/①	32.7%	29.7%	25.4%	23.3%

資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、平成22年では平成7年の約1.7倍になっており、473世帯となっています。



資料：国勢調査

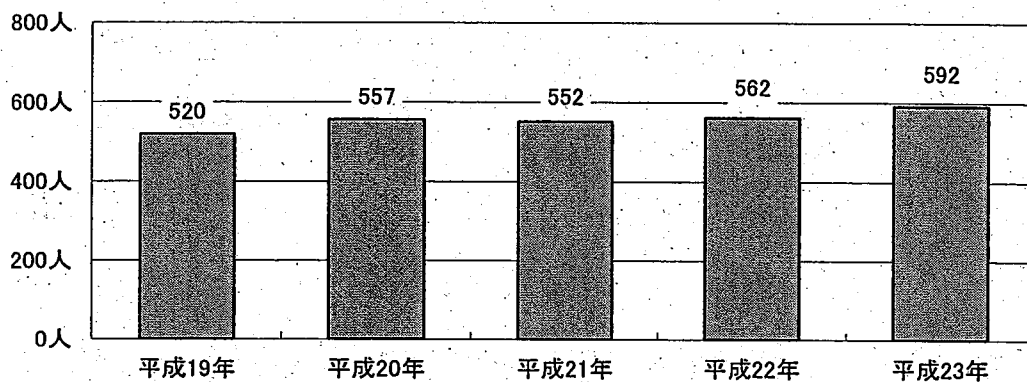
2 人口動態・就労の状況

(1) 出生数・出生率の推移

出生数の推移をみると、平成19年から平成23年にかけて500人以上の出生数で推移しており、平成21年以降、近年ではやや増加傾向にあります。

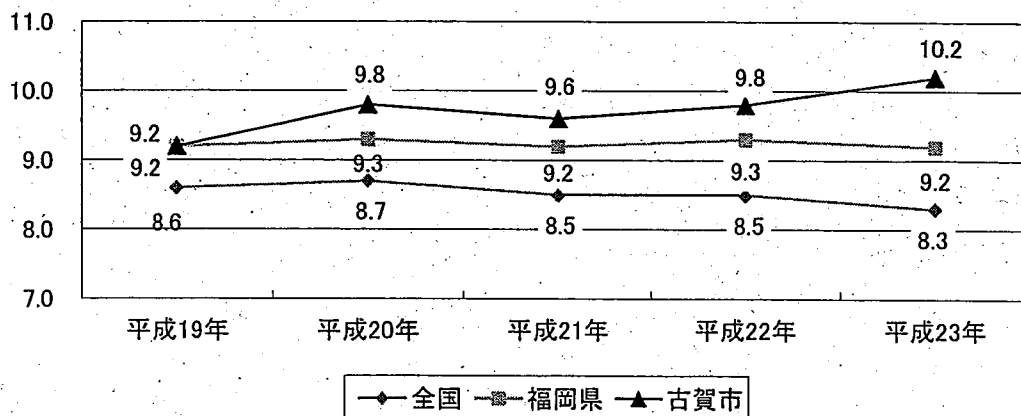
また、出生率（人口千人対）について全国・福岡県と比較すると、平成19年から平成23年にかけて全国・福岡県を上回る数値で推移しており、平成23年には10.2となっています。

＜古賀市の出生数の推移＞



資料：人口動態統計

＜古賀市の出生率の推移（全国・福岡県との比較）＞



資料：人口動態統計

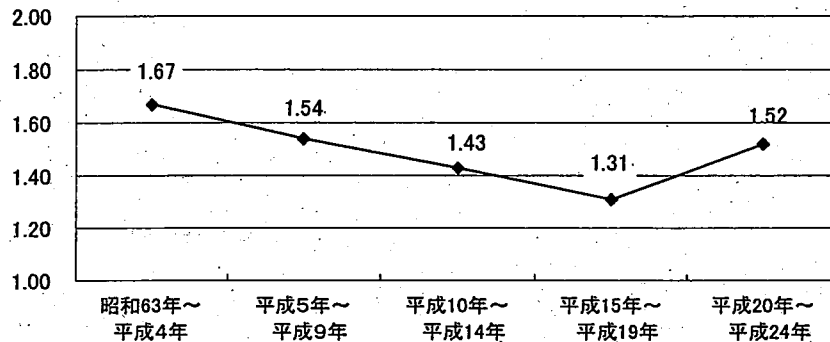
※ 出生率：一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和 63 年から平成 19 年にかけて減少していたものの、平成 20 年～平成 24 年では 1.52 と回復しています。

全国・福岡県と比較すると、いずれも全国・福岡県と同等、もしくはそれを上回る数値となっています。

＜古賀市の合計特殊出生率の推移＞



資料：人口動態統計

＜全国・福岡県の合計特殊出生率の推移＞

	平成 4 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年
全国	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41
福岡県	1.47	1.38	1.29	1.34	1.43

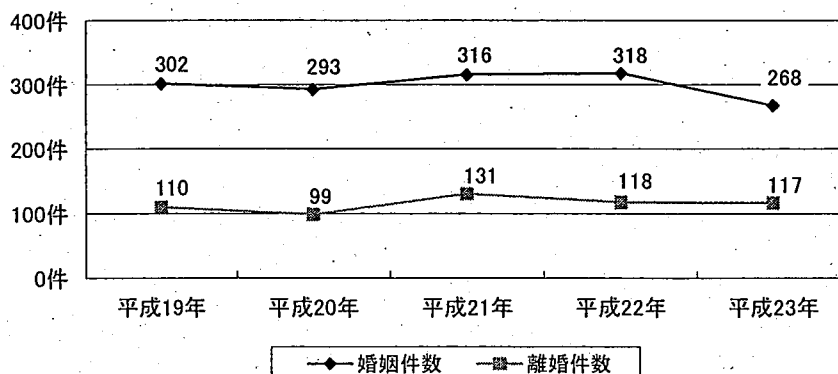
資料：人口動態統計

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成 23 年でやや減少しており、268 件となっています。

離婚件数については、平成 19 年から平成 23 年にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成 23 年では 117 件となっています。

＜古賀市の婚姻・離婚件数の推移＞



資料：人口動態統計

(4) 未婚率の状況

女性の未婚率の推移をみると、すべての年齢層において未婚率が増加しています。特に25～39歳の未婚率は、平成7年から平成22年にかけて10ポイント以上増加と大きく伸びています。

このことは、古賀市の女性の未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

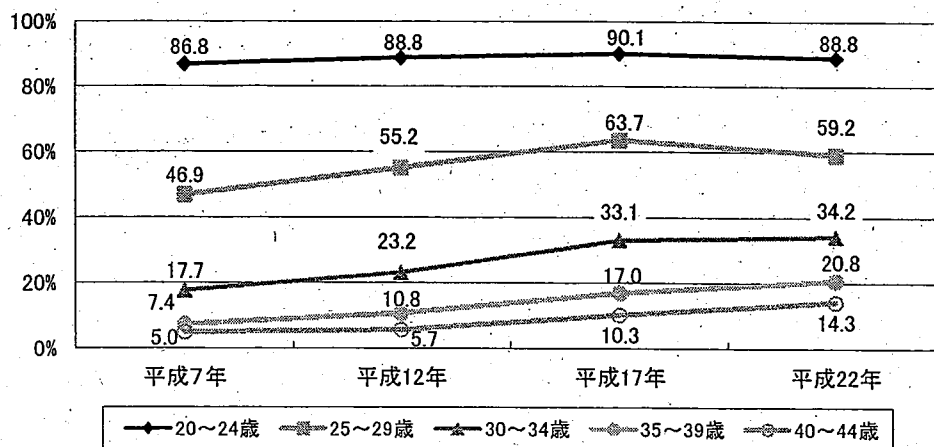
＜古賀市の女性の未婚者数・未婚率の推移＞

単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,016	1,989	1,840	1,590	1,991 98.8%	1,972 99.1%	1,823 99.1%	1,575 99.1%
20～24歳	2,044	1,954	1,813	1,745	1,774 86.8%	1,736 88.8%	1,633 90.1%	1,549 88.8%
25～29歳	1,549	2,018	1,842	1,757	726 46.9%	1,113 55.2%	1,174 63.7%	1,041 59.2%
30～34歳	1,626	1,754	2,030	1,958	288 17.7%	407 23.2%	672 33.1%	670 34.2%
35～39歳	1,831	1,859	1,754	2,140	135 7.4%	200 10.8%	298 17.0%	446 20.8%
40～44歳	2,126	2,065	1,860	1,834	107 5.0%	118 5.7%	191 10.3%	263 14.3%
45～49歳	2,440	2,252	2,079	1,933	114 4.7%	109 4.8%	116 5.6%	196 10.1%

資料：国勢調査

＜古賀市の女性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

男性の未婚率の推移をみると、ほとんどの年齢層で増加傾向にあります。特に30歳以上で未婚率が10ポイント以上増加しており、伸びが顕著です。

このことは、古賀市の男性においても未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

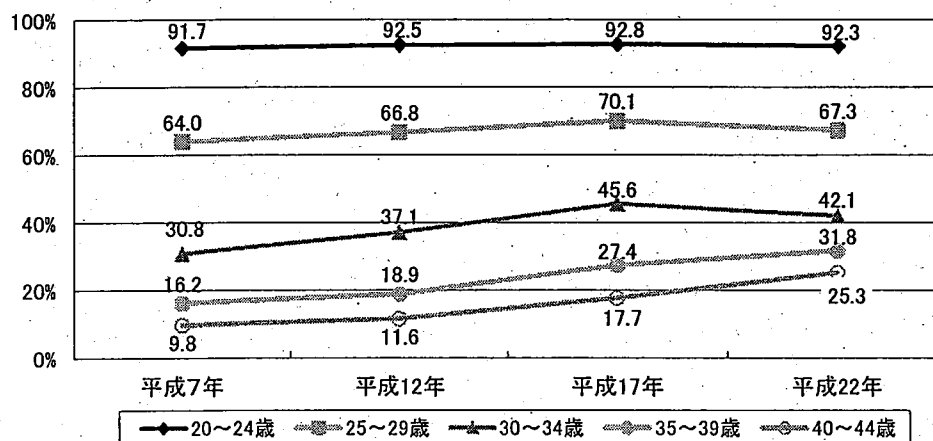
＜古賀市の男性の未婚者数・未婚率の推移＞

単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,040	1,931	1,774	1,614	2,034 99.7%	1,924 99.6%	1,769 99.7%	1,599 99.1%
20～24歳	1,996	1,795	1,603	1,533	1,830 91.7%	1,660 92.5%	1,488 92.8%	1,415 92.3%
25～29歳	1,545	1,925	1,714	1,632	989 64.0%	1,286 66.8%	1,202 70.1%	1,098 67.3%
30～34歳	1,411	1,695	1,985	1,885	435 30.8%	629 37.1%	905 45.6%	794 42.1%
35～39歳	1,652	1,660	1,644	2,154	267 16.2%	314 18.9%	451 27.4%	684 31.8%
40～44歳	2,039	1,867	1,617	1,740	199 9.8%	216 11.6%	286 17.7%	441 25.3%
45～49歳	2,328	2,155	1,848	1,668	127 5.5%	177 8.2%	191 10.3%	300 18.0%

資料：国勢調査

＜古賀市の男性の未婚率の推移＞



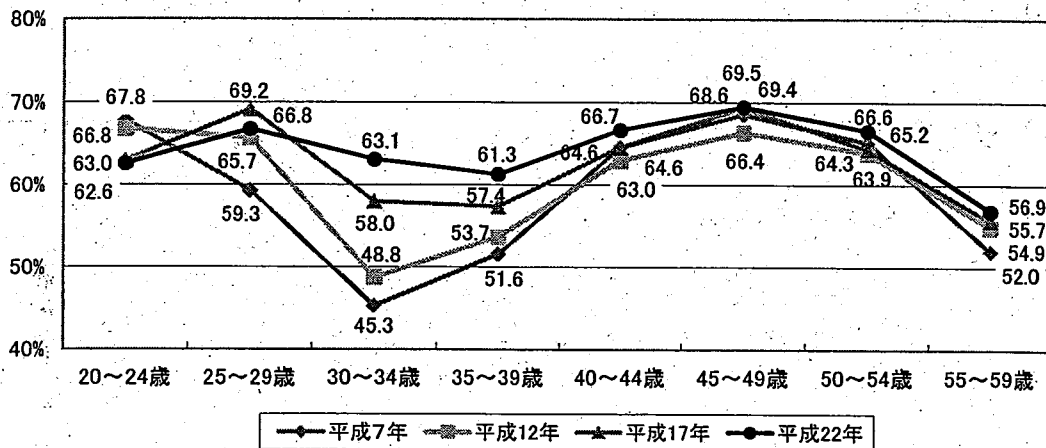
資料：国勢調査

(5) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて30～34歳の就業率は増加しており、M字曲線が年々ゆるやかになっています。

このことから、子どもを産み育てる年齢階層で結婚・出産にともない離職する人が減少したこと、また、未婚化・晩婚化などにより就労を継続する女性が増加したことがうかがえます。

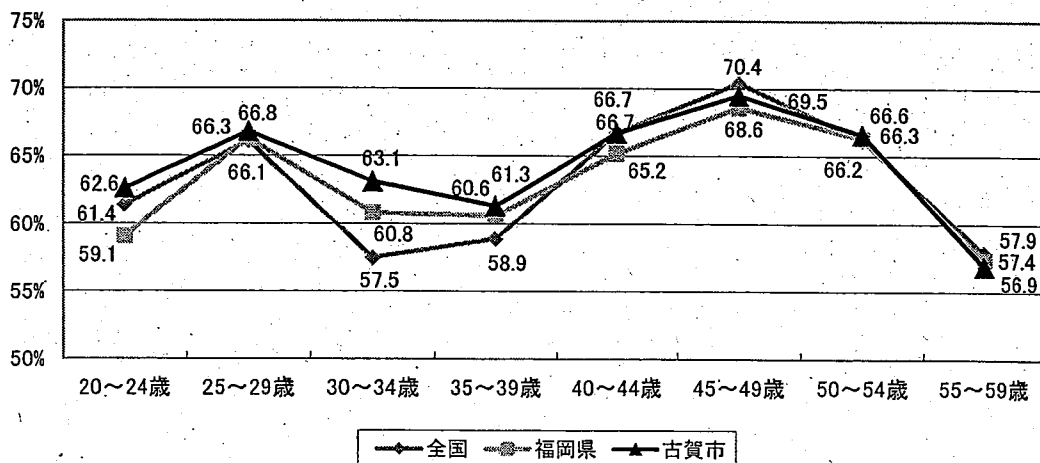
＜古賀市の女性の年齢別就業率＞



資料：国勢調査

平成22年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・福岡県と比較すると、特に30～34歳で全国・福岡県を上回る数値となっています。

＜古賀市の平成22年の女性の年齢別就業率（全国・福岡県との比較）＞



資料：国勢調査

3 保育所（園）・幼稚園、小中学校の状況

（１）認可保育所（園）の状況

現在、古賀市には、認可保育所（園）が9園あります。入所（園）児童の総数は、平成21年度から平成25年度にかけて増加傾向にあり、平成25年度では1,164人となっています。

＜保育所（園）の状況＞

単位：人

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
公立	恵保育所	定員	90	90	90	90	100	
		入所児童数	100	115	127	114	110	
	久保保育所	定員	100	100	100	100	100	
		入所児童数	102	106	123	125	128	
	鹿部保育所	定員	120	120	120	120	120	
		入所児童数	102	118	118	120	122	
私立	慈照保育園	定員	60	60	60	60	60	
		入園児童数	53	50	58	43	40	
	五所保育園	定員	120	120	130	130	130	
		入園児童数	136	127	139	155	161	
	花見光 保育園	定員	120	120	120	120	160	
		入園児童数	146	151	158	166	200	
	花鶴どろんこ 保育園	定員	90	90	90	120	120	
		入園児童数	113	127	120	144	149	
	ほづみ 保育園	定員	60	60	60	60	90	
		入園児童数	84	83	94	97	113	
	庄ひかり 保育園	定員	90	90	90	90	90	
		入園児童数	115	126	135	136	141	
	合計【入所（園）児童数】			951	1, 003	1, 072	1, 100	1, 164

資料：保育所月報（3月）

※久保保育所は平成26年度に民間移譲
 ※恵保育所は平成28年度に民間移譲予定

(2) 幼稚園の状況

現在、古賀市には私立幼稚園が4園あります。入園児童数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて増加傾向にあり、平成 25 年度では 1,386 人となっています。

<幼稚園の状況>

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
花鶴丘幼稚園	定員	225	225	225	225	360
	入園児童数	247	277	327	386	403
天照幼稚園	定員	270	270	270	320	320
	入園児童数	244	266	293	333	352
暁の星幼稚園	定員	315	315	315	315	315
	入園児童数	221	232	249	255	282
やまびこ 幼稚園	定員	200	200	200	285	285
	入園児童数	288	288	316	323	349
合計【入園児童数】		1,000	1,063	1,185	1,297	1,386

資料：古賀市 子育て支援課（3月）

(3) 小・中学校の状況

古賀市には現在、小学校8校と、中学校3校があります。小学校の児童数は平成21年から平成25年にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

また、中学校では学級数・生徒数ともに減少傾向にあり、生徒数は平成21年度から25年度にかけて188人減少しています。

<小学校の状況>

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
青柳小学校	学級数	12	12	12	12	12
	児童数	321	311	306	311	308
小野小学校	学級数	12	13	13	14	14
	児童数	363	382	381	409	411
古賀東小学校	学級数	14	15	15	13	13
	児童数	416	421	446	432	436
古賀西小学校	学級数	15	15	15	13	14
	児童数	461	448	464	452	445
花鶴小学校	学級数	13	13	14	15	16
	児童数	372	379	404	439	463
千鳥小学校	学級数	16	14	14	13	14
	児童数	503	464	437	412	394
花見小学校	学級数	15	16	16	17	18
	児童数	498	502	514	514	530
舞の里小学校	学級数	14	13	13	13	12
	児童数	438	430	404	388	337
合 計	学級数	111	111	112	110	113
	児童数	3,372	3,337	3,356	3,357	3,324

資料：学校基本調査

＜中学校の状況＞

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
古賀中学校	学級数	17	17	17	16	16
	生徒数	582	613	584	579	580
古賀北中学校	学級数	23	22	20	19	18
	生徒数	867	816	774	737	712
古賀東中学校	学級数	12	10	11	10	10
	生徒数	377	370	375	351	346
合 計	学級数	52	50	48	45	44
	生徒数	1,826	1,799	1,733	1,667	1,638

資料：学校基本調査



保育所入所要件について

検討事項			
就労要件 (保育所入所の条件である就労時間の下限を48時間から64時間までの範囲内で決定する)	求職活動中での入所 (求職活動中での入所期間)	育児休業中の継続入所 (育児休業中の継続入所要件の範囲)	
「子ども・子育て支援法施行規則」 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 (昼休み時間も就労時間として含んで良い)	90日を基本的な期間とし、それを上限に市町村が定める。 ※雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえている。	5歳児特例 就学前児童(5歳児)に限り出産から1年以内は特例として継続入所を認めており、それ以外の在園児(0～4歳児)は原則退所。	国の見解
週3日以上、一日5時間以上の労働・・・月60時間 週4日以上、一日4時間以上の労働・・・月64時間 (昼休み時間は含まず、実労働時間で判断)	1ヵ月以内 (入所月の20日までに就労証明書の提出が条件)		国の見解どおり
現状と同様とする。 【月60時間以上労働することを常態とすること。】 ※昼休み時間を含めた拘束時間とする。	国の見解と同様とする。 【3ヵ月とし、3ヵ月目の20日までに就労証明書を提出】	【既に在籍中の児童が3歳児以上である場合に限 り、出産から1年以内の月末までを認める】 ※特例:3歳児以上の他に2歳児以下のきょうだい児 が在籍している場合は、2歳児以下のきょうだい児も 継続入所を認める。	
国 の 見 解			
本 市 の 現 状			
本 市 の 案			

